

○厚木愛甲環境施設組合職員の事務引継ぎ

に関する規程

(平成16年4月1日
訓令第6号)

改正 平成21年4月1日 訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、厚木愛甲環境施設組合職員服務規程（平成16年厚木愛甲環境施設組合訓令第5号）第11条の規定に基づき、職員の事務引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務引継ぎの要領)

第2条 職員は事務引継書を作成するものとする。

2 事務引継ぎは、厚木愛甲環境施設組合公文書作成規程（平成16年厚木愛甲環境施設組合訓令第4号）の別記様式に定める事務引継書に関係書類等を添えて行うものとする。

(事務引継ぎの期限)

第3条 職員が退職（死亡により退職した場合を除く。）し、又は勤務替えを命ぜられたときは、その発令の日から3日以内に後任者又は事務局長の指定した者に引き継がなければならない。

(事務引継書の提出)

第4条 事務引継書は、新旧職員連署の上、次のとおり上司に提出しなければならない。

- (1) 主査以下の職員は、係長を経て、事務局次長に提出するものとする。
- (2) 専任主幹、主幹及び副主幹は、事務局次長に提出するものとする。
- (3) 事務局次長は、事務局長に提出するものとする。
- (4) 事務局長は、管理者に提出するものとする。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日訓令第3号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。